

## 陳情の議長預かりに関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、委員会への付託・審査及び議会での審議から除外する陳情(以下「議長預かり」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(議長預かりとする陳情)

第2条 議長は、次の各号に該当すると認めた陳情にあつては、議会運営委員会に諮った上で議長預かりとすることができるものとする。

- (1) 基本的人権を否定するなど、違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 個人や団体を誹謗中傷するもの又はその個人や団体の名誉毀損、信用失墜のおそれがあるもの。
- (3) 市議会議員の身分に関するもの。
- (4) 市の職員の身分に関し、懲戒、分限などの処分を求めるもの。
- (5) 私人間の争いに類するもので、互いが自主的に解決すべきもの。
- (6) 係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
- (7) 市内に住所を有しない者から郵送により提出された陳情。
- (8) 記載事項の不備等により要旨、理由等が不明確で願意が判然としないもの。
- (9) その他、議会運営委員会が委員会への付託・審査及び議会での審議になじまないと認めたもの。

(議長預かりとした陳情の取扱方法)

第3条 議長は、前条の各号に定める事由に該当すると認めた陳情について、議会運営委員会の協議により議長預かりと決定した場合は、写しを全議員及び執行機関に参考配付するとともに、その旨を陳情者に通知するものとする。

以 上